

公園アドプト制度 ごみの処理について

公園アドプト活動を行う上で発生するごみのうち、清掃・草刈等の公園の維持管理活動から出るごみについては、以下のとおり取り扱います。ただし、催物等の利用権に係る活動から出るごみについては、アドプト制度参加団体の責任で持ち帰り処理してください。

【基本的な取扱い】

- ① 市の分別方法に従ってください。
- ② 可能な限り、ボランティア袋にまとめてください。
- ③ 可能な限り、自宅に持ち帰り所定の各収集日に各家庭で出してください。

【分別による取扱い】

1. 可燃ごみ・枝葉

持ち帰ることが困難である場合には、ボランティア袋にまとめたうえで、公園入口付近で道路から回収が容易な場所に置いてください。

- ・ボランティア袋5袋以下 → 可燃ごみ収集担当が所定の収集日に収集
- ・ボランティア袋6袋以上 → 担当の清掃事業所にその都度回収を依頼

2. 不燃ごみ

担当の清掃事業所にその都度回収を依頼してください。

3. その他のごみ

その他、粗大ごみ・家電・自転車等については、公園課又は担当の指定管理者にその都度回収を依頼してください。

| 活 動 場 所 | 連 絡 先 |
|-----------------|--|
| 都市公園・緑地 | 担当する指定管理者 *連絡先は「みどり公園だより」で確認してください。 |
| 児童遊園・まちの広場・直営公園 | 公園課（042-620-7271） |

【清掃事業所への回収依頼方法】

担当の清掃事業所に直接電話し、置いてある場所・袋の大きさ・袋の数・依頼者の連絡先等を連絡してください。受付後、数日以内に処理します。

—清掃事業所一覧—

戸吹清掃事業所（浅川（南浅川）の北側）：042-691-2891

館清掃事業所（浅川（南浅川）の南側）：042-665-2531

南大沢清掃事業所（多摩ニュータウン地域）：042-674-0551